

「あつかう」の意味分析

秋山俊広

1. はじめに

本稿は、類義語同士の比較・対照によらない意味分析の試みである。本稿で取り上げる「あつかう」は意味の抽象度が高く、その意味を直感だけに頼っては簡潔に説明することが困難である。こうした語を取り上げて分析することによって、分析そのものの技術的な問題があるにせよ、メタ言語による意味記述の適否もある程度明らかになるのではないかと考える。

2. 辞書の記述

『新明解国語辞典第四版』では、「あつかう」について次のように記述している。

あつかう【扱う】(他五) ①手で持ったり動かしたりして使う。「書物を大切に―」
②自分の仕事の範囲として、管理をしたり売買したりする。「会計事務を―
その品は当店では扱っておりません・病人を―〔＝世話する〕のが看護婦の仕事だ・けんかを―〔＝仲裁する〕」③特定の態度で待遇する。「客を大切に―〔＝もてなす〕・冷たく扱われる〔＝誠意のない・(情のこもらない) 応対をされる〕：出席・(部長・客)として―〔＝…と見なす〕」

上記のように『新明解』では「あつかう」の意味用法を3つに分けて記述している。しかし、かなり隔たりのあるように見える各用法がどのような関係をもって存在するのかという点が明らかでない。本稿では特にその点を明らかにすることを目指して分析を行う。なお、ここで挙げられている用法のうち、「けんかをあつかう(＝仲裁する)」という用法だけは、余り一般的ではないと思われるので分析の対象から除外する、ということを断っておく。

3. 分析

3.1. 構文

「あつかう」は、その構文において、主体を表す格と対象を表す格とを必須のものとして要求する。

[主体] ガ [対象] ヲ あつかう。

- (1) 心理学者が 心の問題を あつかう。
- (2) 工員が 最新の工作機械を あつかう。
- (3) 店員が 客を 冷淡に あつかう。
- (4)[×] 店員が 客を あつかう。
- (5) A社は 遅刻を 欠勤として あつかう。
- (6)[×] A社は 遅刻を あつかう。

しかし、(3)(5)のように、主体と対象だけでは文として成立しない用法もある ((4)(6)参照)。

本稿では、以後必要に応じて、(1)(2)のように主体と対象だけで文として成立するものを「あつかう i」、(3)(5)のように主体と対象のほかに副詞句が必須となるものを「あつかう ii」として分析を行っていく。

3.2. 主 体

「あつかう i」「あつかう ii」ともに、主体は人（またはそう見なされるもの）である。

- (7) 心理学者が 心の問題を あつかう。 [= (1)]
- (8) 彼は 訪問客を 丁重に あつかう。
- (9) 彼は 書物を 乱暴に あつかう。
- (10) 証券会社が 金融商品を あつかう。
- (11)[×] 小鳥が 餌箱を 大切に あつかう。
- (12)[×] 風が 庭木を 乱暴に あつかう。

(10)の主体「証券会社」は企業としての意思を持った法人であり、人と見なすことができる。(11)のように主体が有情物であっても、人でなければ適格な表現とはならない。(12)のように無情物が主体となる表現は非文である。擬人化されている場合はこの限りでない。

3.3. 「あつかう i」

3.3.1. 物理的接触が行われる場合

「あつかう i」を用いた表現で、対象が物理的な存在（具体物）である場合、「あつかう i」は主体の対象に対する物理的接触（典型的には手による）を表す場合がある。

- (13) 工員が 最新の工作機械を あつかう。 [= (2)]

- (14) オペレーターが コンピューターを あつかう。
 (15)[?] 工具が ドライバーを あつかう。
 (16) その工具は ドライバーの あつかいかたが うまい。
 (17)^{??} 彼が 書物を あつかう。

この場合、主体は対象についての何らかの知識・経験・技術を持ち、それらを生かして対象の持つ機能を発揮させている。

したがって、特に知識・経験・技術を必要としないと思われるような対象について「あつかう i」を用いると、(15)のように不自然になるが、(16)のように、主体が対象についての知識・経験・技術を持っていることを、表現自体が特に表す場合には全く自然である。

(17)は、「本」という対象が、物理的接触によって発揮されるような機能を持たないため、かなり不自然になる。

3.3.2. 物理的接触が行われない場合

「あつかう i」を用いた表現で、対象が具体物である一部の場合同、対象が非具体物であるすべての場合において、「あつかう i」は主体の対象に対する物理的接触によらない働きかけを表す。

- (18) 商社が 最新の工作機械を あつかう。
 (19) 証券会社が 金融商品を あつかう。〔=(10)〕
 (20) 心理学者が 心の問題を あつかう。〔=(1)〕
 (21) B新聞が 不正献金事件を あつかう。
 (22) 裁判官が 不正献金事件を あつかう。
 (23)^{??} 精肉商が 金融商品を あつかう。
 (24)^{??} 精肉商が 心の問題を あつかう。

この場合も3.3.1. 同様、主体は対象についての何らかの知識・経験・技術をもっている。したがって(23)(24)のように主体と対象の間にそうした関係がないと考えられる場合、「あつかう i」を用いた表現は不自然になる。

対象そのものについて言えば、(18)(19)の対象は、主体の働きかけによって「商品」としての価値を発揮し、(20)(21)の対象も、主体の働きかけによって「情報」としての価値を発揮する。

これを主体の側から言えば、「あつかう」によって表される働きかけによって主体の「業務」〔注1〕を遂行しているということにもなる。(22)は主体の業務遂行という面

がより強く表れているが、対象に価値を与えることと主体が業務を遂行することとは連続的である。

3.4. 「あつかう ii」

3.4.1. 物理的接触が行われる場合

「あつかう ii」を用いた表現で、対象が具体物である場合、「あつかう ii」は主体の対象に対する（典型的には手による）物理的接触を表す。

- (25) 彼は 書物を 乱暴に あつかう。 [= (9)]
- (26) 彼は 楽器を 丁寧に あつかう。
- (27) 彼は 置き物を 乱暴に あつかう。
- (28)× 彼は ビルを 乱暴に あつかう。
- (29)× 彼は 草むらを 丁寧に あつかう。
- (30) C国軍は 捕虜を 乱暴に あつかう。

この場合、主体と対象との間には、3.3. の「あつかう i」で見られたような関係は必ずしも存在しない。

この「あつかう ii」によって表される物理的接触は、必ずしも3.3.1. のように対象の機能を発揮させるようなことだけでなく、単に持ったり触ったりすることも含む。ただし、この場合における対象は、主体からの物理的接触によって損なわれうる構造・機能を持っていて、一般に価値が高い。したがって表現全体としては、主体が対象の持つ構造・機能を損なわないようにしているかどうか、つまり必須成分である副詞句によって表されるどころの、主体の対象への働きかけの「態度」に重点がおかれることになる。

(28)は、「ビル」という対象が大きすぎて、対象の持つどのような構造・機能をどのような物理的接触によってどのように損なうのかが想定できないため、また(29)は「草むら」という対象に主体からの物理的接触によって損なわれるような構造・機能がないために、それぞれ非文となる。

(30)の対象「捕虜」は人である。対象が人の場合については、特に3.4.2. で後述するが、(30)の「捕虜」はその感情ではなく、身体構造・機能の面に着目されている点で、物と見なされていると言える。

3.4.2. 物理的接触が行われない場合

3.4.2.1. 対象が人の場合

「あつかう ii」を用いた表現で、対象が人である場合、「あつかう ii」は主体の対象に対する物理的接触によらない働きかけを表す。

- (31) 店員が 客を 冷淡に あつかう。 [= (3)]
- (32) 彼は 訪問客を 丁重に あつかう。 [= (8)]
- (33)[?] 彼は 弟を 丁重に あつかう。
- (34) 彼女は 幼児を 上手に あつかう。
- (35) 彼は 部長を 主賓として あつかう。

(31)~(35)は、対象が人の場合である。この場合、主体と対象の間には3.3. の「あつかう i」で見られたような関係は必ずしも存在しない。また、主体による働きかけが具体的にどのようなものであるかも不明である〈注2〉。ただし、この場合における対象は、主体の働きかけによっては損なわれうる「感情」を持っている。したがって表現全体としては、主体が対象の感情を損なわないようにしているかどうか、つまり主体の対象への働きかけの「態度」に重点がおかれることになる。この点においては、3.4.1. の場合と類似している。

また対象は、主体にとってその感情に気を遣って接するべきものである。その点において、主体の側から言えば、「あつかう」によって表される働きかけによって、臨時に生じたあるいは恒常的な業務を遂行するということになる。この点においては、3.3.2. の場合と類似している。

(33)は、対象「弟」が普通、特別に気を遣ってその感情を損ねないように接するべきものではないため、「弟」に対してよそよそしいやや不自然な表現になる。

3.4.2.2. 対象が非具体物・人以外の具体物の場合

「あつかう ii」を用いた表現で、対象が非具体物である場合、「あつかう ii」は3.4.2.1. と同じく、主体の対象に対する物理的接触によらない働きかけを表す。

- (36) A社は 遅刻を 欠勤として あつかう。 [= (5)]
- (37) ある医師は 脳機能の停止を 個体の死として あつかう。
- (38)^{??} ある駅員は 脳機能の停止を 個体の死として あつかう。
- (39)[?] 彼は 家庭を 粗末に あつかう。
- (40)^{??} D国は 社会主義を 大切に あつかう。

この場合、非具体物に対する物理的接触によらない働きかけを表すことになるが、

それはすでに実質的な行為を表すことは少ない。

(36)(37)では、主体と対象との間には主体の業務上の関係が存在するが、「あつかう」によって表される働きかけは、非具体的なもので実質的な行為とは言えない。したがって表現全体としては、必須成分である副詞句によって表されるところの、主体がその業務上対象をどのように見なすか、ということに重点がおかれることになる。(38)は主体と対象との間に業務上の関係が想定できないため非文となる。

(39)(40)も(38)と同様にかかなり不自然な表現となるが、(39)のほうが不自然さが低く感じられる。それは、(39)の主体「彼」がその「家庭」の大黒柱であるという読み込みを行うことによって、つまり「彼」に「家庭」の機能を維持していく責任があると考えることによって、主体と対象との間に主体の業務上の関係が生ずるためであると考えられる。「彼」が小学生の息子であるような場合、(39)はより不自然になる。

対象が具体物であっても、「～として」の形の副詞句と共起する場合には、物理的接触によらない働きかけを表す。

(41) Eストアでは 西瓜を 果物として あつかう。

(42)^{??} 消防士のFさんは 西瓜を 果物として あつかう。

(42)が適格でないことから、この場合にも主体と対象との間に主体の業務上の関係が存在しなければならないことが分かる。

4. まとめ

以上の分析により「あつかう」の意味を次のようにまとめる。

基本義（行為 [+物理的接触]、対象 [+具体物]）

- A [人（またはそう見なされるもの）] が
- B [それに関する知識・経験・技術を要する具体物] に [物理的に働きかけて]
- C [その機能を発揮させる]

派生義1（行為 [-物理的接触]、対象 [±具体物]）

- A 共通
- B' [それに関する知識・経験・技術を要する事物] に [間接的に働きかけて]
- C' [主体の業務を遂行する～その価値を発揮させる]

派生義2（行為 [+物理的接触]、対象 [+具体物]）

- A 共通
- D [ある特定の態度で]
- b [損なわれうる構造・機能を持つ具体物] に [物理的に働きかける]

派生義 2' (行為 [一物理的接触]、対象 [人 (+具体物)])

A D 共通

b' [特定の態度で接するべき人] に [接する] (≒主体の業務を遂行する)

派生義 2'' (行為 [一物理的接触]、対象 [±具体物])

A D 共通

b'' [業務上の関係がある事物] に [接する] (≒主体の業務を遂行する)

具体物に具体的に働きかける場合を最も基本的な用法と考え、それ以外を派生的な用法とした。基本義および派生義 1 が「あつかう i」に相当し、残りが「あつかう ii」に相当する。

意味特徴 A は主体に関するもの、意味特徴 B (B', b, b', b'') は対象と働きかけの質に関するもの、意味特徴 C (C') は行為の結果に関するもの、意味特徴 D は働きかけの態度に関するものである。「あつかう ii」に相当する派生義 2、派生義 2'、派生義 2'' は、意味特徴 D を持ち、そしてそれが重点であることによって、基本義および派生義 1 とは大きく異なる共通点を持っている。

B、B'、b、b'、b'' などの各意味特徴は、すべてに共通する部分はないものの、それぞれ少しずつ重なり合っていて、幅広い用法を持つ語の意味のあり方を示していると言えよう。

<注 1> 本稿では「社会生活の中でその役割上なすべきこと」の意味で用いる。典型的には職業行為としての仕事を指すが、(8)のように来客をもてなすことも、臨時に生じたものとして「業務」に含める。

<注 2> したがって厳密には物理的接触が行われることも表しうる。このような「働きかけがどのような種類のものであるか」ということを「方法」と呼ぶならば、ここで述べる用法は、後述するように、「方法」よりも「態度」に重点がある。

／参考文献／

山田忠雄他編1989『新明解国語辞典第四版』三省堂

言語経歴：1967年10月 宮城県仙台市生まれ
0歳～4歳 仙台市
4歳～5歳 宮城県岩沼市
5歳 栃木県宇都宮市
5歳～7歳 神奈川県横浜市
7歳～9歳 千葉県木更津市
9歳～10歳 東京都練馬区
10歳～12歳 群馬県多野郡新町
12歳～13歳 茨城県猿島郡総和町
13歳～16歳 東京都練馬区
16歳～ 神奈川県横浜市

(あきやま としひろ・東京都立大学大学院学生)